

現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画

2023年8月3日
サステナビリティ基準委員会

「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「本開発計画」という。）は、2023年8月3日現在における、サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）が開発中（開発予定を含む。）のサステナビリティ開示基準に関する検討状況及び今後の計画を示したものである。本開発計画は、状況の変化に応じて適宜更新することを予定している。

なお、当委員会におけるサステナビリティ開示基準の開発に関する基本的な方針については、2022年11月24日に公表した「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（以下「運営方針」という。）を参照いただきたい¹。

I. 本開発計画の策定における基本的な考え方

1. 当委員会における基準開発プロジェクト

当委員会は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則²」第21条第3項に従い、当委員会として、以下の項目に関するプロジェクトを開始することを決定した。

- (1) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発（日本版 S1 プロジェクト）
- (2) ISSB の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発（日本版 S2 プロジェクト）

2. IFRS サステナビリティ開示基準に相当する、当委員会が開発する基準の範囲

ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス等の文書には、規範性があるもの（基準に準拠した旨を表明するにはそのすべてに従わなければならないもの）と、そうでないものがある。当委員会が IFRS サステナビリティ開示基準に相当する基準

¹ https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/middle_plan_20221124.pdf

² https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20221115_02.pdf

を開発するにあたっては、ISSBの文書の規範性を下記の(1)から(3)に整理した上で、当委員会が公表する文書における規範性の取扱いを、原則としてISSBに合わせることを予定している。

(1) ISSBが、規範性があると位置付けた文書

原則として、当該文書の内容は当委員会が開発する基準に取り込むことを検討する。

(2) ISSBが、当初は規範性がないが将来的に規範性がある基準となる可能性があるとして位置付けた文書³

ISSBが、当該文書を規範性がないものと位置付ける期間においては、以下の(3)と同様に扱う。ISSBが、当該文書を規範性があるものとして位置付けることが明らかになった時点で、当委員会として、当該文書の内容について、当委員会が開発する基準に取り込むことを検討する。

(3) ISSBが、規範性がないと位置付けた文書

原則として、当該文書の内容は、当委員会が開発する基準に取り込まない方針とする。ただし、基準全体の一貫性を確保する観点等から規範性をもたせることが適切と考えられる場合、当該文書の全部又は一部について、当委員会が開発する基準に取り込むことがある。また、当該文書の内容について、参考文書として公表することがある。

II. 基準開発プロジェクト

各基準開発プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

1. 日本版S1プロジェクト

(主な内容)

当委員会が開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS S1号に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

当委員会は、2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することを決定した。ISSBにおける審議の動向を踏まえ、後述する「III. 当委員会が開発する基準の公表時期及び適用時期」に記載した時期を目標に、公開草案の公表に

³ 例えば、IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」(産業別ガイダンス)に関しては、その冒頭(1B1項)において「追加的な要求事項を設けるものではない」とされ、IFRS S2号の結論の根拠(BC138項)において「ISSBは、『産業別ガイダンス』に基づく開示は、必要な修正を待ち、IFRS財団のデュー・プロセスに従った公開草案を条件に、将来において要求される開示になるべきであるという意向も示した。」とされているように、当初は例示扱いとし、準拠することが要求されない(規範性がない)ものとされている。

向け審議を行う予定である。主な論点は、別紙1のとおりである。当論点リストは、当委員会における基準開発の状況及びISSBを含む国際的な基準開発の状況に応じて随時更新する予定である。

2. 日本版 S2 プロジェクト

(主な内容)

当委員会が開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS S2号に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

当委員会は、2023年1月に、IFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することを決定した。ISSBにおける審議の動向を踏まえ、後述する「Ⅲ. 当委員会が開発する基準の公表時期及び適用時期」に記載した時期を目標に、公開草案の公表に向け審議を行う予定である。主な論点は、別紙2のとおりである。当論点リストは、当委員会における基準開発の状況及びISSBを含む国際的な基準開発の状況に応じて随時更新する予定である。

なお、IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するため産業別ガイダンス」(以下「産業別ガイダンス」という。)に関しては、当初は例示扱いとし、規範性がない(基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない)ものとされている⁴。したがって、日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めて当委員会としてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとしている。

Ⅲ. 当委員会が開発する基準の公表時期及び適用時期

当委員会が開発するサステナビリティ開示基準は、公表後ただちに強制適用を求めることを意図しておらず、当該基準において定められた適用時期に関する定めに従い適用されることを意図している。強制適用を求める時期については、基準の公表後、相応の準備期間を考慮する予定である。また、この時期より早く基準を適用すること(早期適用)を望む企業に対しては、要求される定めをすべてを適用することを条件にこれを認めることが考えられる。

⁴ 当開発計画注記4を参照

当委員会が開発する基準に関して強制適用を求める時期を定める上で、ISSB が策定する IFRS サステナビリティ開示基準が強制適用を求める時期⁵が参考になると考えられるが、このほかに、米国及び欧州をはじめとした国際的なサステナビリティ開示基準の設定主体の開発状況等も参考になる。

また、国際的なサステナビリティ開示基準への対応が必要となる企業を含め、我が国の資本市場関係者からのニーズを踏まえた検討が必要となる。

なお、IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、企業の規模等に応じた段階的な適用を容認する救済措置、いわゆる「スケーラビリティ」を考慮した適用時期が定められている⁶。当委員会が開発する基準を適用することとなる企業のこれまでのサステナビリティ開示への対応状況はさまざまであり、当委員会が開発する基準に関して強制適用を求める時期については、これらの点も総合的に勘案した上で、慎重に検討する予定である。

一方、早期適用については、特に米国や欧州において事業を行う日本企業がこれらの法域においてサステナビリティ開示基準に対応することとなる際に、併せて当委員会が公表する基準にも対応したいとのニーズが聞かれている。

以上を踏まえ、当委員会の日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられる。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

上記の目標どおりに確定基準を公表した場合、確定基準公表後に開始する事業年度⁷（遅くとも 2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）から早期適用が可能となる予定である。すな

⁵ IFRS S1 号及び IFRS S2 号はいずれも、2024 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間から発効するとされている。

⁶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において以下の救済措置を認めている。

- ① サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告するという要求事項からの救済措置
- ② サステナビリティ関連のリスク及び機会全般に関する情報ではなく、気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示することを認める救済措置
- ③ スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス（GHG）排出を「温室効果ガスプロトコル：企業算定及び報告基準（the Greenhouse Gas Protocol :A Corporate Accounting and Reporting Standard）」に従って測定するという要求事項からの救済措置（企業が IFRS S2 号を初度適用する直前の年次報告期間において異なる測定基礎を用いている場合）
- ④ スコープ 3 の GHG 排出を開示するという要求事項からの救済措置

⁷ 確定基準公表後に終了する事業年度とすべきとの意見もあり、今後、当委員会において審議する予定である。

わち、3月決算企業を想定した場合、2026年6月末までに公表される、2026年3月期に係る有価証券報告書から当委員会が公表する基準に基づくサステナビリティ開示が可能となる予定である⁸。

なお、当委員会は、当委員会に求められる適正手続⁹に則って基準開発を行うこととなるため、基準開発の状況によっては目標公表時期を修正することがある。

以 上

⁸ 当委員会が公表する公開草案の提案に基づいて開示することが禁止されることはないと考えられるが、公開草案は確定基準ではないため、当委員会が公表する基準に基づく開示であると主張することはできないと考えられる。

⁹ 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221115_02.pdf

日本版 S1 プロジェクトの論点リスト (2023 年 8 月 3 日時点)

論点	
目的	
範囲	
適正な表示	適正な表示
	合理的で裏付け可能な情報
	バリュー・チェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスク及び機会の再評価
重要性	重要性がある情報の識別及び開示
	集約及び分解
	法令との関係
	商業上の機密情報
報告企業	報告企業
	関連する財務諸表
つながりのある情報	
ガバナンス	
戦略	
リスク管理	
指標及び目標	
ガイダンスの情報源	
情報の記載場所	情報の記載場所
	他の情報との関係
	相互参照
報告のタイミング	同時の報告
	対象期間
	後発事象
比較情報	
準拠表明	
判断	
測定の不確実性	
誤謬	
用語の定義	

論点	
有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

グレー : IFRS S1 号の確定後にサステナビリティ基準委員会において審議した項目

日本版 S2 プロジェクトの論点リスト (2023 年 8 月 3 日時点)

論点	
目的	
範囲	
ガバナンス	
戦略	
リスク管理	
指標及び	産業横断的指標カテゴリー
目標	温室効果ガス排出
	内部炭素価格
	報酬
	気候関連の目標
用語の定義	
発効日及び	発効日
経過措置	経過措置

グレー : IFRS S2 号の確定後にサステナビリティ基準委員会において審議した項目

以 上